

広島県知事 湯崎 英彦 様

福山駅前広場整備事業についての要望

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、掲題の事業について2009年11月12日付け都整第135号で藤田雄山前知事よりご回答いただきましたが、私らの調査結果と諸点において相違があり、特に回答には、「市及び市教委に文化財保護法違反があると認識していない」とありましたが、いかに実態から乖離したものであるかご理解いただきたく「保護法第94条1項、都市計画法61条違反に係る事実経過報告書」を作成し、関連資料とともに添付いたしました。

尚、今回、文化財保護にかかる問題に限定したことは、水辺公園を望む11万人余の署名者、文化庁をはじめとする多くの専門家の思いを無視して、かけがいのない地域の宝に対して、これ以上の破壊を一刻も早く止めさせると同時に、国の事業仕分けでも指摘されたとおり、税金の無駄遣いをさせないという多くの市民、国民の叫びからであります。

また、福山市に対しては、既に福山駅前広場の土地の収用、管理、税金の無駄遣い等に関して行政訴訟の係争中であることを申し添えさせていただきます。

私らは、福山市がまちづくり交付金を使い本事業を執行しているため、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律違反による御庁への告発を回避するために、あらかじめ2009年3月の都市計画事業変更に係る認可の取り消しを求めるものであります。

趣旨をご理解の上、2010年1月20日までに貴殿のとられる方策についてご回答いただきたくお願い申し上げます。

敬具

2010年1月14日

保護法第94条1項、都市計画法61条違反に係る事実経過報告書

▼法令違反事実概要

平成17年9月1日の都市計画事業である福山市施行による福山駅前広場整備事業の認可に際し、福山市(以下、市という)は遅くとも平成17年3月までに広島県(以下、県という)教育委員会(以下、教委という)に提出されるべき(注1)文化財保護法94条1項の通知(平成18年9月6日提出)の意図的な遅延や(注2)、二度の市保護審議会(以下、保護審という)の意見書を黙殺して事前協議を行わずに実施設計を強行し(注3)、故に文化庁通知による文化財保護と開発事業との調整の記録(脚注)さえ全く無い等の文化財保護法違反があります。

平成19年4月に県教委から市教委に文化財保護に関する権限が移譲される前の都市計画事業認可であり、平成19年3月、県教委の法92条1項の規定に沿った事務処理の指導以外の指摘がないこと自体が不当です。即ち、工事を目的とした発掘のための法92条1項の届けの提出前に、計画策定にあたってあらかじめ提出されるべき法94条1項の通知が提出されず大幅に遅れたことがこの問題の原因です。

都市計画事業認可にあたり計画区域が確定し、周知の埋蔵文化財包蔵地であることを周知に努める立場(脚注)から認識していたにもかかわらず、地下が掘削される事業変更に対して、遺跡の有無についての照会(注4)や法94条1項の通知の提出を計画策定にあたり求めず、文化財保護と開発事業との調整が為されぬまま実施設計の着手に至るまで放置し、現状保存困難との判断を下した責任が県・市両教委にはあり、これを看過し事業認可を与えた県にも文化財保護法第94条1項、都市計画法61条違反の疑いがあります。

▼法令違反事実経過論考

文化庁監修「公共事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査の手引き」によれば、届けの時期は埋蔵文化財の取り扱い方針を踏まえた事業の基本計画が策定された時期とすることが適切とされ(注5)、基本計画とは、基本設計、実施設計に入る前の段階をいいますが、平成17年9月1日の都市計画事業変更申請時添付の福山市の工程表によれば、基本計画は平成17年度に終了し(注1b)、この計画に基づき事業変更が申請されています。法94条1項の通知は平成18年9月6日提出ですが、本件工事の最初の入札公示は平成19年1月であり、埋蔵文化財の取り扱い方針を踏まえることのない基本計画に基づいて、実施設計の着手後に至るまで同通知がなく(注6)、文化財保護のための事前協議及び調整が全く行われない事業認可となりました。

この法94条1項の通知の遅れは瑕疵や怠慢ではなく、二度の市保護審の意見書を黙殺し、回答と協議を拒否したまま実施設計に着手した後、はじめて法94条1項の通知(H18/9/6提出)をしたものです。その後、実施設計が終了し現状保存が事実上困難になった後、平成18年12月25日付け県教委更宛文書において、市教委はこの通知の遅れを、「市保護審から意見書が出され、協議を続け保留した経緯があり、今回計画変更困難となったため、この時期の進達となった」と事実を偽り、(注3)県教委から現状保存困難との通知をうけたものです。意図的な法94条1項通知の提出遅延と、文化財保護と開発

事業の未調整を許したまま現状保存困難との判断を下した県教委の責任も免れえないものがあります。

先の御庁からの回答は「法92条1項の規定に沿った事務処理を指導した」とされていますが、上述したとおり、計画査定時に提出されるべき法94条通知の督促と、同通知にもとづき行われる文化財保護に関する協議、事業との調整が為されぬままの都市計画事業変更の認可を問題としているのです。

また、法92条1項通知の遅れも、単なる事務処理の瑕疵にとどまらず、同通知のない時期における非公式な「発掘調査」であり、この間、調査適格を欠く地下送迎場工事業者による矢板打設の際に記録保存さえ行われることなく外堀石垣遺構が撤去され、史跡としての復元を将来とも不可能としたことを問題にしているのです。

以後、舟入遺構に対する第2次遺構発掘調査による矢板打設においても継続して記録保存なき撤去が行われ、原状回復さえ行わず将来の復元を不可能としたまま埋め戻されています。これらの矢板は調査目的とされながら実態は地下躯体工事用の矢板が大半であり、結果的に計画変更により不要な矢板となり、調査目的であれば埋め戻し前に原状回復することは当然のものであります。住民運動による反対署名により計画変更が行われ、舟入遺構が現状保存された事実経過が県教委の機能不全と現状保存困難との判断の誤りの何よりの証拠でもあります。

残念ながら、文化庁が保存を求めた大手門橋台をはじめ地下送迎場退出路に対する第3次、第4次発掘調査においても発掘調査に先行する本体工事の矢板打設により、記録保存なき遺構撤去が今尚継続されています。伏見町前歩道ケーブル敷設工事に至っては、法92条1項の発掘調査届け及び発掘調査さえないまま撤去されています。国史跡と一連の、かつ文化庁が国史跡指定を視野に入れているという一体的かつ重要な福山城外堀連続遺構に対する記録保存なき遺構の破壊は既に14カ所にも及んでいます。これらの破壊の端緒は当初の法92条1項の届けと法94条1項の通知の遅れを含む一連の文化財保護に係る手続きを看過し軽視したことに原因があります。

これら矢板による外堀遺構に対する数々の破壊と計画変更による事業費の増額、工期遅延を招いた県教委の責任も免れえませんが、本年3月の再度の都市計画事業変更も、平成17年9月の都市計画事業変更認可における法94条1項の遅れに係る文化財保護に関する瑕疵を回復することなく、舟入遺構に換わり外堀遺構への壊滅的破壊を伴う変更案(注7)の再度の認可は、問題の所在を認識しているとは思えず、まちづくり交付金を以て、その目的に反した文化財破壊の用途(注8)となっていることから、時代錯誤(注9)の二重の愚行であります。以上、法令に違反し事業を執行していることを報告し、福山駅前整備事業の事業認可取り消しを要望いたします。

◆参考資料 関係法規抜粋

都市計画法

(認可等の基準)

第六十一条 国土交通大臣又は都道府県知事は、申請手続が法令に違反せず、かつ、申請に係る事業が次の各号に該当するときは、第五十九条の認可又は承認をすることができる。

- 一 事業の内容が都市計画に適合し、かつ、事業施行期間が適切であること。
- 二 事業の施行に関して行政機関の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分があつたこと又はこれらの処分がされることが確実であること。

文化財保護法

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第九十四条1項

国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的(工事)で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について H10/9/29 庁保記第75号通知

三 開発事業との調整について

(一) 関係部局との連携体制の確保による計画の早期把握

各地方公共団体における開発事業等に対して指導等の行政を担当する部局との間の連携を強化し、各部局に係る開発事業計画の早期把握と適切な事前調整に努めること。

(二) 事業者との調整

事業者との間で開発事業計画と埋蔵文化財保護との調整を行うに当たっては、次の各事項に留意する必要がある。

- ① 事業計画が把握された場合は、速やかに事業者との具体的な調整を開始すること。また、埋蔵文化財に係る調整は、当該事業に係る他の行政上の指導や手続きと並行して迅速に行うこと。
- ② 事業者との事前協議に当たっては、事業の計画や実情について十分了知するとともに、埋蔵文化財の保護についてよく説明して理解を得るよう努めること。
- ③ 埋蔵文化財の範囲や性格等の把握が十分でない場合は、速やかに後述の試掘・確認調査等を行い、これを的確に把握した上で事業計画との調整を行うこととし、調整後に調整内容の変更等の事態を生じないように努めること。
- ④ 調整により本発掘調査が必要となった場合は、その範囲・調査期間・経費等を提示し、十分に説明し理解を得ること。
- ⑤ 事業者との調整の経過等については、逐次記録し、調整の結果は協定書等にまとめること。

◆添付資料

注1 a～c 福山駅前整備工事計画表

注2 福山市文化財保護審議会の市長、教育長宛意見書抜粋H 18.8.28

注3 埋蔵文化財発掘の通知について（副申）H18.12.25

注4 文化庁監修、改訂版「公共事業に伴う埋蔵文化財発掘調査の手引き」よりフロー図

注5 文化庁監修、改訂版「公共事業に伴う埋蔵文化財発掘調査の手引き」より

注6 埋蔵文化財発掘について（通知）H18.9.6

注7 現変更案のイメージ（工事区域）

注8 a まちづくり交付金とは

注8 b 都市再生基本方針より

注9 新聞記事